

尾道市立市民病院経営改善支援業務委託仕様書

1 業務名

尾道市立市民病院経営改善支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、当院の経営改善・収益向上に向けて、当院への経営改善策の提案・実行を支援するものである。

本業務における経営改善とは、事務職員に限らず医療職も含めた病院経営に係る意識の浸透、DPC データ分析等に基づく提案とその実行支援により、医業収益の増加を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

受注者は、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 収支改善計画の策定及び実行支援

- ① レセプト診断等による施設基準・加算の適正化及び加算の算定率向上に向けた実行支援による入院単価の増
- ② 病床稼動率の向上に向けた現状の課題の整理、その対応策の策定及び実行支援
- ③ 定期の患者レセプト分析結果に基づく業務改善支援（運用の見直し、マニュアルの作成、医事請求体制構築等）

(2) 院内調整支援業務

- ① レセプト分析・業務改善支援に伴う各種届出等支援
- ② 院内での検討・管理体制の構築支援
- ③ 経営改善に向けた会議運営支援
- ④ 各部門へのヒアリング及び提案の実施

(3) その他の業務

- ① 本業務の進捗管理・報告
- ② 上記のほか本業務の目的実現に必要と認められる業務

5. 業務の実施条件等

- (1) 本業務の遂行に当たっては、発注者と十分な連絡を保ち、処理方針については、発注者の指示及び承諾を受けること。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、関係する法令や例規並びに適用基準等を遵守すること。
- (3) 本業務の遂行には、受注者は相当な知識と技術を有するスタッフを適切に配置し、本業務において良質かつ安定的な支援を継続的に提供すること。

- (4) 受注者は、本業務期間中発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。
- (5) 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、適宜発注者との打合せのうえ業務方針を確認し、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録の上、議事録として提出すること。
- (6) 受注者は、国の動向及び広島県・尾道市の保健・医療・介護・福祉全般についての十分な理解のもとに本業務を遂行しなければならない。
- (7) 発注者は、受注者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。

6 工程表等の提出

- (1) 受注者は、契約締結の際に次の書類を提出し、発注者の承諾を受けること。
 - ① 工程表
 - ② 担当職員一覧表
 - ③ その他発注者が必要に応じて指定する書類
- (2) 受注者は、上記に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で報告し、承諾を受けること。

7 業務実施体制

- (1) 体制の基本方針
受注者は、本業務を円滑かつ確実に遂行するため、適切な人員配置および管理体制を整えるものとする。なお、オンライン（ZOOM等）で助言・支援が実施できるような実施体制を併せて整える。
※想定スケジュール
 - ・業務開始以後 月1回以上訪問
 - ・経営改善計画策定後 月1回以上の訪問及び月3回程度オンラインにより実行支援
- (2) 発注者は担当された受注者の従業員が不適格と判断した場合は、受注者に改善の要求又は当該従業員の交代を求めることができる。
- (3) ヒアリング等に当たっては、相手となる職員等と円滑に実施すること。

8 その他

- (1) 本業務は、本仕様書及び受注者の提案内容に基づき実施するものとする。
- (2) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。また、主たる部分以外の業務を再委託する場合は、あらかじめ、書面により当院の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- (4) 本業務で取扱う情報は、セキュリティ管理を徹底すること。
- (5) 受注者が本業務において使用し、又は本業務の過程で作成、開発等をした成果物、ノウハウ等に関する知的財産権その他の権利は、受注者に帰属するものとし、発注者は、本業務を

通じて受注者から提供された成果物、ノウハウ等については、発注者が行う活動のためにのみ使用又は提供できるものとする。

(6) 本業務に関し、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。